

貯水槽保守管理業務委託料算定数量算出マニュアル

第1 基本事項

本マニュアルは、「建築設備保守管理業務委託料算定要領」により貯水槽保守管理業務委託料を算定する場合の点検回数等の取扱いを定めるものである。

貯水槽保守管理業務の点検回数等は、「水道法」、「水道法施行令」、「水道法施行規則」及び「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、建築物衛生法という。）」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例で定められており、下記のとおりである。これを下回らない周期で点検等を行うこと。

第2 保守点検、清掃に関する事項

2.1 保守点検（1回／年）

- ①受水タンク、高置タンクの保守点検は、原則として業者委託により実施する。
- ②受水タンク、高置タンクが設置されている場合、保守点検は、2基分計上する。
- ③水槽容量が5,000L未満のタンクについては、原則、別途見積により加算すること。

2.2 水槽の清掃（1回／年）

- ①受水タンク、高置タンクの清掃は、業者委託により実施する。
- ②受水タンク、高置タンクが設置されている場合、清掃は、2基分計上する。
- ③水槽容量とは、水槽の容積（呼称容量）のことで、槽に貯水できる有効容量とは異なるので注意する。
- ④2槽式水槽（水槽の中を仕切り2槽としたもの）は、各々の水槽が別に在るものとして扱う。
- ⑤水槽容量が5,000L未満のタンクについては、原則、別途見積により加算すること。

第3 水質検査に関する事項

- ①飲料水等の水質検査（以下、水質検査という。）は、次の表に掲げる建築物の種別等に応じ、検査項目ごとに示した周期で実施する。

なお、水質検査は原則として登録水質検査機関で行うこと。

建築物の種別	貯水槽の種別	検査項目		周期
建築物衛生法における特定建築物（注1）	人の飲用等の目的のために水を供給する場合	1	水質基準省令で定める16項目（注2）	1回／6月
		2	水質基準省令で定める12項目（6～9月実施）	1回／年
		3	遊離残留塩素	1回／7日
	雑用水を供給する場合	4	pH値、臭気、外観	1回／7日
		5	大腸菌	1回／2月
		6	濁度（注3）	1回／2月
		7	遊離残留塩素	1回／7日

上記以外の建築物	人の飲用等の目的のために水を供給する場合	8	水質基準省令で定める 11 項目等（注 4） （一般飲料水検査）	1 回／年
----------	----------------------	---	-------------------------------------	-------

（注 1）床面積3,000㎡以上で事務所、または集会場などの多数の人が使用又は利用する建築物

及び床面積8,000㎡以上で学校教育法第 1 条に定められている学校等の建築物

※詳細は建築物衛生法施行令第 1 条を参照

（注 2）水質検査結果が「適」の場合は、5 項目については次回の検査は省略が可能

（注 3）散水、修景、清掃用水として使用する場合

（注 4）上記建築物衛生法における特定建築物が受ける水質検査の内水質基準省令で定める 16 項目より省略可能な 5 項目を除いたもの

- ②水質検査を登録水質検査機関に依頼する際の費用（以下、水質検査手数料という。）は、株式会社環境理化学研究所が定める検査料金を参考に算出する。

また、検体の採水及び登録水質検査機関への持ち込みに係る費用として、1 回当たり保全技術員補0.5人を歩掛りに加算する。

ただし、上表に示す検査項目「3」、「4」、「7」については、前文の規定にかかわらず、保守点検を委託する業者から提出される見積書に基づき、別途加算するものとする。

- ③水質検査手数料の算出において、受水タンクと高置タンクが設置されている場合、これらは一つの検体（1系統）として計上するものとする。また、1基の受水タンクが複数の高置タンクに接続されている場合には、接続されている高置タンクの基数を検体数として計上すること。

第 4 貯水槽検査等に関する事項

- ①貯水槽の法定検査（以下、法定検査という。）は、次の表に掲げる貯水槽の種別等に応じ、内容ごとに示した周期で実施する。

なお、法定検査は、施設管理者が申請し、受検すること。

貯水槽の種別	建築物の種別	内容	周期
水道法第 3 条第 7 項の規定に基づく簡易専用水道（受水槽容量が10㎡を超えるもの）	建築物衛生法における特定建築物（第 3 ①注 1 に示す建築物）	左記法律第10条に規定する帳簿書類及び簡易専用水道取扱要領に定める様式第 5 号を、水道法第34条の 2 で定める登録検査機関へ提出し、検査を受ける	1 回／年
	上記以外の建築物	施設の外観、給水栓における水質、書類の検査を、上記登録検査機関に依頼して受ける	1 回／年
上記以外の貯水槽	松江市、出雲市又は浜田市に所在する建築物	左記市が定める小規模貯水槽水道検査報告書の提出	1 回／年

- ②法定検査を受検する際の費用は、特定非営利活動法人八雲総合サービス協会が定める検査料金を参考に算出する。

第5 その他

5.1 日常点検

- ①日常点検は原則として施設管理者が行う。業者に委託する場合は別途加算する。
- ②水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように、1回／月の点検を行う。

5.2 帳簿書類の備付け

- ①施設管理者は下表のとおり帳簿書類の備付けを行う。

建築物	貯水槽の種別	帳簿書類の内容	保存期間
建築物衛生法における特定建築物(第3①(注1)に示す建築物)	全て	給水及び排水の管理に関して行った措置、測定・検査の結果、設備の点検、整備状況等について記録すること	5年
上記以外の建築物	簡易専用水道(受水槽容量が10m ³ を超えるもの)	保守点検、水槽の清掃、水質検査等の管理状況を記録すること	規程なし

附 則

このマニュアルは、平成22年9月30日から施行する。

このマニュアルは、平成26年6月1日から施行する。

このマニュアルは、令和3年1月8日から施行する。

このマニュアルは、令和7年1月10日から施行する。